

5	四日市市	ピッコロ(四日市市シルバー人材センター子育て支援)	・保護者の外出時の育児、家事の援助等 ・幼稚園や保育園の送迎(公共交通機関・徒歩にて対応)	4ヶ月から小学校低学年程度	一時預かり:2時間未満1400円 30分増すごとにプラス350円 在宅子守:平日750円 日、祭日850円(事務費7% 交通費別途)	社団法人四日市シルバー人材センター 電話番号 0593524529	子育て支援 ショートステイ	保護者が、病気や入院・出産・家族の看護・事故または災害に遭ったときなどに、子供を一時的に預かる。(原則1回7日以内)	0~18歳の子供	年齢・施設により異なる(市民税非課税世帯及び生活保護世帯は減額あり)	児童福祉課 電話番号 0593548172	四日市市ファミリー・サポート・センター	保育園や学校、学童保育の開始前や終了後に子供をあずかる、保育施設までの送迎や保護者の外出等により子供をあずかるなど。	おおむね小学生以下	1時間あたり7:00~19:00 700円 それ以外の時間は800円(ただし交通費などは実費で支払う)	四日市市ファミリー・サポート・センター 電話番号 0593230023
6	菰野町	ショートステイ(緊急時) 子育て支援短期事業	18歳未満の児の預かり(原則7日間) (保護者の病気・事故等で子どもを養育できない場合、施設で預かる)	18歳未満	生活保護、非課税世帯を省く。 2歳以上 2750円/日 2歳未満 5350円/日	菰野町役場子ども家庭課 電話番号 0593911121	緊急時ファミリーサポートセンター	子どもの一時預かり	生後3ヶ月~小学6年生	1000円/時間 (AM7時~PM7時) それ以外は、1200円/時間 (日・祝日も)	NPO法人 体験ひろば ★こどもスペース 電話番号 0593211938	菰野町ファミリーサポートサービス	子どもの一時預かり	生後6ヶ月~小学6年生	700円/時間 (AM7時~PM7時) それ以外は、800円/時間 お泊まりはない	菰野町社会福祉協議会 電話番号 0593941294
7	朝日町	ファミリーサポートセンター	子どもの一時預かり等	小学6年生までの子ども	7:00~19:00 (日・祝・年末年始は除く) 1時間あたり700円、緊急の預かり1000円 日・祝・年末年始と上記以外の時間帯 1時間あたり800円、緊急の預かり1200円 宿泊預かり5000円(22:00~翌朝6:00)	北勢中部地域センター(子育て広場ドロッピン内) 0593661938										
8	川越町	子育てサポート	健康児の一時預かり	おおむね小学生までの児童	1時間700円(基本金額)	ほっとまむ 電話番号 08051339787	児童子育て短期支援	児童施設での一時預かり	18歳未満の児童	応能負担	川越町役場福祉課 電話番号 0593667116					

		子どもを対象とするサービス					子どもを対象とするサービス					子どもを対象とするサービス				
		名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み
9	鈴鹿市	子育て支援 ショートステイ 事業	保護者が疾病 や仕事など で、児童の養 育が一時的に 困難となった 場合、児童福 祉施設におい て一時的に養 育・保護する。 ショートステイ 7日以内 ト ワイライト(夜 間)市長が必要と認めた期 間	0歳から18歳 未満	ショートステイ (市民税非課 税世帯)2才未 満の児童 1100円 2才 以上 1000円 (その他) 2才未満の児 童 5350円 2 才以上 2750 円 トワイライト (市民税非課 税世帯)夜間 300円 休日 350円 (その他) 夜間 750円 休日 1350円 ※生活保護世 帯等は免除	鈴鹿市子育 て支援課 電話番号 0593827661	鈴鹿市ファミ リー・サポー ト・センター	有償ボラン ティアによる 保育(相互援 助活動)	0歳から小学 校を卒業する 児童まで	7時～19時 1時間 700円 、それ以外 1時間 800円	鈴鹿市ファミ リー・サポー ト・センター 電話番号 0593811171	一時預かり事 業(公立保育 所では2ヶ所 のみ)	・非定型的保 育サービス事 業…保護者の 就労形態によ り家庭におけ る保育が平均 週3日を限度 として断続的 に困難となる 児童に対する 保育。 ・緊急保育 サービス事業 …保護者等の 疾病・入院等 により緊急一 時的に保育を 必要とする児 童に対する保 育 ・レスパイトケ ア事業…保護 者の育児に伴 う心理的及び 肉体的な負担 を解消するた めの児童を一 時的に預かる 事業	○神戸保育所 年齢が満1歳 (入所する月 の初日現在) から就学前ま での児童 ○河曲保育所 年齢が満6ヶ 月(入所する 月の初日現在) から就学 前の児童	3歳未満児 1 日 1700円、 3歳以上児 1 日 1200円	鈴鹿市 子育て支援 課 電話番号 0593827606
10	亀山市	ファミリーサ ポートセン ター	有償ボラン ティアによる 保育(相互援 助)	おおむね生後 6か月以上	7:00～9:00 (700円) 9:00～17:00 (600円) 17:00～20:00 (700円) ※1人1時間あ たりの料金。2 人目からは半 額。 交通費は実 費。車を利用 した時は、1 kmあたり20円 を実費相当額 とします。	亀山市ファミ リーサポート センター 電話番号 0595829755	亀山市 子育て支援 短期入所生活 援助事業	「亀山市 子育て支援 短期入所生活 援助事業実施 要綱」参照 資料10-3	「亀山市 子育て支援 短期入所生活 援助事業実施 要綱」参照 資料10-3	「亀山市 子育て支援 短期入所生活 援助事業実施 要綱」参照 資料10-3	亀山市 健康福祉部 子ども家庭 室 電話番号 0595843315					

11	津市																	
12	松阪市	子育て支援 ショートステイ 事業	児童を養育し ている家庭の 保護者が疾病 等の事由によ って、家庭 における児童 の養育が一時的 に困難にな った場合、 児童福祉施設 で養育。期間 7日間以内。	0歳～18歳ま で	生活保護世 帯・市民税非 課税世帯の母 子及び寡婦福 祉法に規定す る配偶者のい ない女子で現 に児童を扶養 している世帯 及びこれに準 ずる父子家庭 の世帯は0円 ・日額2歳未 満：(市民税非 課税世帯) 1100円/(それ 以外)5350円 ・日額2歳以 上：(市民税非 課税世帯) 1000円/(それ 以外)2750円	松阪市 こども未来課 電話番号 0598534085	まつさかファミ リーサポート センター	有償ボラン ティアによる 保育(相互援 助活動)	市内に在住又 は在勤し、お おむね4ヶ月 ～小学6年生 まで	平日7:30～ 19:00 1時間 あたり700円 それ以外の時 間 1時間あ たり800円 年 末年始 1時 間あたり1000 円 宿泊22時 ～6時(連続8 時間) 1回あ たり5000円 年末年始1回 あたり7000円 * 緊急時や軽 い病児 病後 児の利用は、 別途料金がか かります。	まつさかファミ リーサポートセン ター 電話番号 0598601820							
13	多気町	多気町ファミ リーサポート センター 町民福祉課	子育てを助け て欲しい人 (依頼会員)の 要望に応じ て、子育ての お手伝いがで きる人(援助 会員)を紹介 し、相互の信 頼関係で援助 する会員組織 (有償ボラン ティア)です。	町内在住又は 通勤している 方で、おおむ ね生後6ヶ月 ～小学校6年 生までのお子 さん	平日 8:00～18:00 1時間700円 上記以外の時 間 1 時間800円 土・日・祝 8:00～18:00 1時間800円 上記以外の時 間 1 時間900円 宿泊預かりは なし	多気町ファミ リーサポート センター (子育て支援 センターのび のび内) 電話番号 0598388095												

市町	子どもを対象とするサービス					子どもを対象とするサービス					子どもを対象とするサービス				
	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み
14 明和町	ファミリーサポートセンター				福祉子育て課 子育て係 電話番号 0596527115	総合託児施設「アイリス」(医)おおはし小児科	病気の回復にいたらない場合又は回復期にあつて集団保育を受けることが困難な子どもの一時預かり	松阪市、多気郡各町に居住している保育園・幼稚園・小学校・託児所などにかよっている小学校3年生まで	1日2000円 昼食必要な場合別途350円と診察料が必要	(医)おおはし小児科 または 明和町福祉子育て課	明和ゆたか保育園	保護者の都合により断続的、緊急一時的に家庭での保育が困難となる子どもの一時保育	就学前の児童	0歳児3000円 1.2歳児2500円 3.5歳児2000円	明和ゆたか保育所
15 大台町	緊急一時保育	保護者の疾病・出産等により家庭において保育ができない児童を緊急かつ一時的に保育所で保育。原則的に14日以内。	生後6ヶ月以上から就学前まで	1800円(生活保護世帯・住民税非課税世帯は免除)	大台町役場 町民福祉課 電話番号 0598823783	大台町ファミリー・サポートセンター	子育てを助けて欲しい人(依頼会員)の依頼に応じて、子どもを預かることが出来る人(提供会員)をアドバイザーが紹介し、子どもを一時的に預かる。	町内在住・在勤の方の子ども(生後3ヶ月～小学生まで)	7:00～19:00 800円/時間 緊急の預かり1000円/時間 宿泊預かり5000円 22:00～6:00	松阪地域センター 0598202938 大台町子育て支援センター 0598833500					
16 伊勢市	伊勢市一時保育事業	保育所きらら館・小侯子育て支援センター・しごうこども園において、一時保育の専用スペースを設けて、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児疲れの解消等のための一時的な保育を実施する。	伊勢市に在住し、児童福祉法第24条第1項の規定による保育所入所要件を満たすことができず、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児疲れ等の理由により、緊急かつ一時的に家庭の保育が困難となる児童	0・1・2歳児 1日:2500円 半日:1250円 3歳児 1日:1800円 半日:900円	保育所きらら館 電話番号 0596214555 小侯子育て支援センター 電話番号 0596227871 しごうこども園 電話番号 0596256160	いせファミリー・サポートセンター	子育てを助けて欲しい人(依頼会員)の依頼に応じて、子育ての手助けができる人(提供会員)をアドバイザーが紹介し子供を一時的に預かる。	市内在住・在勤・在学の方の子ども(概ね小学6年生までの児童)	7:00～19:00 700円/時間 上記以外の時間 800円/時間	いせファミリー・サポートセンター事務局(NPO法人三重みなみ子どもネットワーク) 電話番号 0596285692					

市町	子どもを対象とするサービス					子どもを対象とするサービス					子どもを対象とするサービス				
	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み
20 度会町	度会町ファミリーサポートセンター	有償ボランティアによる保育(相互援助活動)	生後3ヶ月から小学校6年生までの児童	月～土午前7時から午後7時まで1時間700円。日祝日・年末年始及び上記以外の時間は1時間800円。緊急預かり等はご確認下さい。	南勢志摩地域センター(委託) 0596233938										
21 南伊勢町															
22 大紀町	ファミリーサポートセンター	有償ボランティアによる保育(相互援助)	小学校6年生までの児童	午前7時から午後7時まで1時間700円 上記以外の時間 1時間800円	大紀町ファミリーサポートセンター(NPO法人三重みなみ子どもネットワーク内) 0596233938	みえ子育て支援緊急サポートネットワーク南勢志摩地域センター	有償ボランティアによる緊急時の一時預かり、宿泊預かり、軽い病児の預かり	生後3ヶ月～小学生	午前7時から午後7時まで:1時間1,000円(日祝除く) ※日・祝・上記以外の時間帯1時間1,200円 宿泊預かり:午後10時～翌朝6時まで5,000円	みえ子育て支援緊急サポートネットワーク南勢志摩地域センター 0596233938					
23 伊賀市	一時保育	保護者の就労形態や疾病等による緊急時に、在宅の乳幼児を一時的に保育する。	0歳(生後57日目)から、就学前までの乳幼児	三歳児以上1日1500円、三歳児未満1日2000円 *登録料300円、団体保険料 実費	市役所こども家庭課 電話番号 0595229655	ファミリーサポートセンター	子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望に応じて、子育てのお手伝いができる人(提供会員)を紹介し、相互の信頼と了解の上で一時的に子供を預かる。	概ね生後3ヶ月から小学校6年生まで	午前7時～午後7時まで1時間700円 それ以外の時間 1時間800円	伊賀市ファミリーサポートセンター 電話番号 0595267830					

24	名張市	ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の支援をしたい人(援助会員)がセンターの会員となり、子育てを助け合う会員組織		月曜～金7:00～20:00 720円/時間 土・日・祝日7:00～20:00 840円/時間 (時間・年始も休日扱いになります)	名張市ファミリーサポートセンター 電話番号 0595663915												
25	尾鷲市	ファミリーサポートセンター事業	子どもが軽い病気のとときや、保護者の急な用事の時など、一時的に子どもさんを預かってもらえる、相互会員制度です。		700円/時間 (基本料金)	尾鷲市福祉保健課 高齢者・児童係 0597238201												
26	紀北町																	
27	熊野市	保育サポートセンター(キッズルーム・コアラ)	有償ボランティアによる保育	生後3か月から小学生	1時間 800円(月～金) 土、日曜日1時間 900円	NPO法人子どもステーションくまの 電話番号 0597895633	緊急サポートセンター	緊急時の一時預かり、宿泊預かり、軽い病児の預かり	生後3ヶ月から小学生	1時間 1000円(月～土) 日・祝日は1時間 1200円 1泊 5000円	東紀州地域センター 電話番号 0597894438 または 0597895633							
28	御浜町	保育サポートセンター あらいぶ	育児支援	0歳から12歳	700円/時間 (基本料金)	ボランティアセンター御浜(御浜町社会福祉協議会) 電話番号 0597923813												
29	紀宝町	子育て支援センター	一時預かり	生後6か月から就学前	3歳未満児 400円/1時間 3歳以上児 300円/1時間	子育て支援センター	保育サポートセンター あらいぶ	育児支援南隅地域の一時保育や送迎	0歳から12歳	700円/時間 (基本料金)	紀宝町社会福祉協議会 0735320957							

3-2 高齢者を対象とするサービス(介護保険を除く)

2011.10

市町	高齢者を対象とするサービス						高齢者を対象とするサービス						
	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	電話番号	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	電話番号	
1	桑名市												
2	いなべ市	青空デイサービス	園芸作業を中心、健康チェック、食事 等	市内に住所を有する75歳以上の者	1回500円	いなべ市社会福祉協議会大安支所	0594783522						
3	木曾岬町	託老所あいあい	元気老人の一時あずかり	希望者	一泊1万円	託老所あいあい	0567658551	生活支援ホームヘルプサービス	掃除、洗濯、調理、買い物等	65歳以上の介護保険認定者を除く一人暮らし、高齢者世帯で生活支援の必要な方	1時間未満200円	木曾岬町地域包括支援センター	0567688183
4	東員町	車椅子・スロープ貸し出し事業	車椅子・スロープを貸し出します。	住民の方	なし	東員町社会福祉協議会	0594761560	介護タクシー券	介護タクシー券発行により、外出が困難な高齢者の移動手段を支援します。	介護度要支援1・2の方	運賃のうち500円を超えた金額は自己負担	東員町社会福祉協議会	0594761560
		生活支援型配食サービス	毎週月曜日から金曜日の希望する曜日に配食することにより食生活を支えると共に安否確認等を行います。	在宅の要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等	300円	東員町社会福祉協議会	0594761560	ふれあい型配食サービス	毎月第2・4火曜日と第1～4金曜日の月6回、ふれあいを目的に配食を行います。	ひとり暮らし高齢者等	300円	東員町社会福祉協議会	0594761560
5	四日市市	養護老人ホームショートステイ	寿楽陽光苑で1回7日程度のショートステイ 1回/月間限定	要介護認定で非該当となったが、基本的な生活習慣の欠如などで在宅生活が困難なひとり暮らし高齢者など	1760円/日	介護・高齢福祉課	0593548170	訪問給食	近くの在宅介護サービスセンターから月曜から土曜まで昼夜2食を宅配	・ひとり暮らしで心身の障害のため調理困難 ・同居の家族がいる場合は、全員が心身の障害により調理困難 ・要介護高齢者を介護している健常な介護者が75歳以上の場合は両者に配食(高齢介護者) ・昼間または夜間心身の障害で調理困難な高齢者のみとなる場合昼食または夕食のみ可(昼間・夜間ひとり暮らし)	500円/食	介護・高齢福祉課	0593548170
6	菰野町	なし											
7	朝日町	なし											

8	川越町	短期入所	老人ホームでの一時預かり	65歳以上老人	応能負担	川越町役場福祉課	0593667116							
9	鈴鹿市													
10	亀山市	別紙参照資料10-3												
11	津市	軽度生活援助事業	高齢者が健康で安心して暮らしていただくためにホームヘルパーを派遣し、日常生活のお世話、お手伝いをします。(週2時間以内)	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する介護保険非該当者等で日常生活上の援助が必要な人	1時間当たり200円	津市高齢・障がい福祉課	0592293156	生活管理指導短期宿泊事業	在宅生活において基本的な生活習慣が欠如しているため、社会への適用が困難となっている高齢者等に老人福祉施設等で短期間宿泊していただき、生活習慣の指導や助言、体調の調整を行うことにより要介護状態への進行を予防します。(年間10日間を限度)	おおむね65歳以上の介護保険非該当者等で次のいずれかの条件を満たす場合 ①体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の人 ②介護又は見守りが必要であるにもかかわらず、介護者が疾病、冠婚葬祭又は急病等のやむを得ない理由により介護を受けられない人	介護報酬の要支援者単価の1割が利用者負担(食事、送迎費等利用者負担)	津市高齢・障がい福祉課	0592293156	
12	松阪市	生活管理指導短期宿泊サービス	高齢者が基本的な生活習慣が欠如しているために、一時的に養護する必要がある場合に短期間宿泊していただく	おおむね65歳以上の方で介護保険法による要介護認定において「非該当と判断された方及び要支援・要介護となるおそれのある方のうち、基本的日常生活習慣が欠如しているひとり暮らし等の方	1日あたり1750円(7日間を原則とします)	松阪市介護高齢課	0598534069	生きがい活動支援通所サービス	家に閉じこもりがちな高齢者にデイサービスセンター等において、日常生活動作訓練、生きがい活動等の各種サービスを行います	おおむね65歳以上の方で介護保険法による要介護認定において「非該当」と判定された方及び要支援・要介護となるおそれのある方のうち家に閉じこもりがちな方	利用料300円 一般入浴料300円 昼食代実費相当額(週1回程度の利用回数)	松阪市介護高齢課	0598534069	
13	多気町	多気町生活管理短期宿泊事業	介護をしている家族の病気や休養等により、一時的に介護を受けられなくなる場合、原則として7日間以内を福祉施設でショートステイすることができる。	多気町生活管理短期宿泊事業実施要綱第3条に定める者	一日当たり1730円	多気町役場町民福祉課	0598381114							
14	明和町	配食サービス	高齢者の低栄養状態を予防・改善することで、生活機能や免疫機能の維持・向上につなげるとともに見守りも行う	65歳以上の高齢者のみの世帯	1食あたり定価から100円引	長寿健康課高齢者福祉係	0596527116	軽度生活援助事業	食材確保や軽微な修繕など軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続により要介護状態への進行を防止する	65歳以上の高齢者のみの世帯	AM9:00～PM5:00 150円/時 上記以外200円/時	長寿健康課高齢者福祉係	0596527116	

市町	高齢者を対象とするサービス						高齢者を対象とするサービス					
	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	電話番号	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	電話番号
15 大台町	生活管理指導派遣事業	指導員を派遣し、日常生活・家事・対人関係の構築等に関する支援・指導を行う	概ね65歳以上の要介護高齢者で寝たきり度がランクJ程度又は、認知度がランク1程度の方	1時間未満200円 1時間30分未満290円 2時間未満370円	大台町役場健康ほけん課	0598823785	生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホームや老人短期入所施設に宿泊して生活習慣等の指導を行うと共に、体調調整を図る。原則7日以内。	概ね65歳以上の高齢者で、要介護認定において「自立」と判定された方、寝たきり度がランクJ程度、認知度がランク1程度の方	2080円/日	大台町役場健康ほけん課	0598823785
16 伊勢市	軽度生活援助事業	買物、家屋内の整理整頓、除草などの家周りの手入れ等(月4時間以内)	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する方で日常生活上の援助が必要な人	1時間当たり180円	長寿課	0596215559	生きがい活動支援通所事業	デイサービス施設が趣味活動などのサービスを行い、閉じこもりを予防する。	介護保険で「非該当」と認定されたおおむね65歳以上の虚弱な高齢者、または自立とみなされる方で、体が弱く家に閉じこもりがちな方	540円/日(入浴無し) 620円/日(入浴有り)	長寿課	0596215559
17 鳥羽市	生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホーム等の施設を利用したショートステイ。7日以内(やむをえない事情がある場合は、必要最低限度の範囲内)。	介護保険の要介護認定において「非該当」と認定、もしくはそれに該当する状態にある65歳以上の方。	400円/日	健康福祉課 高齢・障害係	0599251183	軽度生活援助サービス	身体介助を伴わない買物・通院などの外出援助、食事・食材の確保、家屋内の生理整頓、除草などの家周りの手入れ等	65歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯。	100円/時間	健康福祉課 高齢・障害係	0599251183
18 志摩市	配食サービス事業	定期的な配食を行うとともに配食時に様子を見守る	65歳以上の高齢者のみの世帯で市民税非課税世帯で栄養改善の必要な人	1食350円	地域福祉課	0599440283	あんしん見守りネットワーク事業	行方が分からなくなっている等の高齢者の安全確保	徘徊行動のおそれがある高齢者	無料	ふくし総合支援室	0599440280
19 玉城町	福祉有償運送	本事業にいう運転者(講習を修了した有資格者)が運転する登録福祉車両による運送および一体もしくは連続した身体介助	要介護2以上もしくは障害者手帳取得者で公共交通機関の利用が困難な方等	各事業所の設定による	玉城町社協宮の里	0596586915 0596585032	配食サービス事業	行方が分からなくなっている等の高齢者の安全確保	65歳以上の高齢者のみの世帯で食事の用意や栄養の確保に支障のある方	200円	地域包括支援センター	0596587373
20 度会町	軽度生活援助	主に家事援助	65歳以上で要支援とみなされる者	1時間まで300円1時間を超える場合は30分毎に200円の加算	度会町福祉保健課	0596622413	福祉有償運送	公共交通機関が利用できない障害者・高齢者等の通院介助	60歳以上で下肢が不自由な者	6km未満300円。6kmを超えると1km毎に300円加算	度会町福祉保健課	0596622413
21 南伊勢町	食の自立支援事業	弁当を居宅に配達するとともに安否確認の見守りを行う	一定の条件を満たす65歳以上の1人暮らし及び高齢者のみの世帯	300円	社会福祉協議会	0599661211 0596761500	外出支援サービス	特殊車両等により居宅から医療機関等の間の送迎を行います	一定の条件を満たす65歳以上の方	町内片道300円 町外片道400円	社会福祉協議会	0599661211 0596761500

22	大紀町	軽度生活援助サービス	身体介助を伴わない買物・通院などの外出援助、食事・食材の確保、家屋内の整理整頓、除草など家周りの手入れ等	65歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯	1割/時間	大紀町役場健康福祉課	0598862216	独居高齢者等寝具類洗濯サービス事業	1回当たり3種類各1枚を限度に、5月頃及び11月頃の年2回、寝具等の交換を行う	在宅のおおむね65歳以上の要支援、要介護認定を受けたひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及び老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、寝具等の衛生管理が困難な者	無料	大紀町役場健康福祉課	0598862216
23	伊賀市	別紙参照 ※資料10-4											
24	名張市												
25	尾鷲市	生きがいデイサービス	日帰り通所デイサービス	65歳以上の介護認定を受けてない方	あり	尾鷲市福祉保健課高齢者・児童係	0597238201						
26	紀北町	介護予防教室	簡単な体操や頭の体操、手芸などを日帰りで行う	概ね65歳以上の高齢者	なし	紀北町福祉保健課	0597323912	生活管理指導員派遣事業	一時的な心身の機能低下に伴う日常生活機能の低下した高齢者に、ホームヘルパーを派遣し生活支援を行う	要介護認定を受けていない65歳以上の独り暮らしまたは高齢者世帯の方	1時間229円(生活保護受給者は無料)	紀北町福祉保健課	0597323912
27	熊野市	生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホームの空室を利用して、1週間ほど滞在し生活指導を行います。	概ね65歳以上で、日常生活についての指導が必要な方	1日381円。生活保護世帯無料。	熊野市健康・長寿課	0597893113	軽度生活援助事業	週1回、ヘルパーが調理、洗濯、買物、掃除などの家事をしてくれます	介護認定で非該当(自立)となった方等	1回229円。生活保護世帯無料。	熊野市健康・長寿課	0597893113
28	御浜町	生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホームの空室を利用	概ね65歳以上で、日常生活についての指導が必要な方	1日381円。生活保護受給者は無料。	御浜町健康福祉課	0597930515						
29	紀宝町	生きがいデイサービス	通所デイサービス	65歳以上の介護認定をされていない方	あり	福祉課	0735330339	個別リハビリ	日常生活動作に関する相談、家庭での訓練指導を委託した作業療法士が指導	介護認定で非該当(自立)、要支援となった方等	無料	紀宝町地域包括支援センター	0735330175
		健康相談、家庭訪問	保健師、管理栄養士、歯科衛生士の相談、指導	全住民(高齢者に限らず)	なし	紀宝町健康づくり推進課	0736323700						

3-3 障害者を対象とするサービス

2011.10

市町	障害者を対象とするサービス					
	名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	電話番号
1 桑名市	障害者自立支援法による障害福祉サービス	ホームヘルパー・ショートステイ、移動支援	身体障害者福祉手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。介護保険の対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先されます。	原則1割負担 ただし、世帯の所得及び課税状況に応じて自己負担額が決まります	障害福祉課 多度町総合支所 住民福祉課 長島町総合支所 住民福祉課 桑名支所および長島支所ヘルパーステーション	0594241171 0594492015 0594424115
2 いなべ市	ショートステイ	福祉施設での短期間の入所	身体障害者福祉手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか所持している者 (介護保険サービス優先)	世帯の課税状況による	福祉部 社会福祉課	0594783511
3 木曾岬町	短期入所(ショートステイ)、生活介護	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護(短期入所)。内容は同上で、昼間のみ(生活介護)	身体障害者、知的障害者、精神障害者で且つ障害程度区分1以上(短期入所)2以上(生活介護)	1割負担	福祉健康課	0567686104
4 東員町	自立支援における障害福祉サービス	短期入所、居宅介護	障害福祉サービスの区分がある人	1割負担	東員町役場 健康福祉課 地域福祉係	0594862804
5 四日市市	①ショートステイ(身体障害者・知的障害者・精神障害者) ②居宅介護(身体障害者・知的障害者・精神障害者) ③視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業	①介護をしている家族の病気や休養等により、一時的に介護が受けられなくなる場合、施設で介護が受けられます。 ②ホームヘルパーが必要に応じて、自宅を訪問し、介護や家事に関するサービスが受けられます。 ③市役所などの公的機関や病院へ出かけるときなど、社会生活上必要な外出に利用できます。	①②身体障害者、知的障害者・精神障害者の方で、福祉サービスの受給者証をお持ちの方。ただし、介護保険の対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先されます。 ③身体障害者手帳をお持ちの重度の視覚障害者で、外出のとき付き添いが必要な方。	①②③ 1割負担。ただし、市民税課税状況により、月額負担上限が設けられます。また低所得者の方に配慮した軽減策があります。	四日市市障害福祉課	0593548527
6 菰野町	ショートステイ、ホームヘルプサービス	介護者の病気等により、介護を受けられない場合に、ショートステイやホームヘルプサービスを行う。			菰野町役場 健康福祉課 社会福祉係	0593911123

7	朝日町	福祉サービスに係る自立支援給付等の支給	ホームヘルプサービス、ショートステイなど	身体障害者福祉手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳いずれかをお持ちの方等。介護保険の対象となる方は介護保険サービスの利用が優先されず。	原則1割負担。世帯の課税状況に応じて自己負担額を決定。	朝日町役場 保険福祉課	0593775659
8	川越町	福祉サービスに係る自立支援給付等の支給	ホームヘルプサービス、ショートステイ、移動など	身体障害者福祉手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳いずれかをお持ちの方等。介護保険の対象となる方は介護保険サービスの利用が優先されず。	原則1割負担。世帯の課税状況に応じて自己負担額を決定。	川越町福祉課	0593667116
9	鈴鹿市	ショートステイ(身体障害者、知的障害者、精神障害者)	介護をしている家族の病気や休養等により一時的に介護が受けられなくなる場合、原則として7日間以内を福祉施設でショートステイすることができる。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。介護保険の対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先されます。	所得及び課税状況に応じて自己負担額が決まります。	鈴鹿市障害福祉課	0593827626
10	亀山市	障害者自立支援法上の短期入所サービス(身体障害者・知的障害者・精神障害者)	介護をしている家族の病気や休養等により、一時的に介護が受けられなくなる場合、福祉施設でショートステイすることができる。	身体障害者福祉手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳いずれかをお持ちの方等。介護保険の対象となる方は介護保険サービスの利用が優先されず。	原則1割負担。世帯の課税状況に応じて自己負担額が決まります。	亀山市健康福祉部 高齢障がい支援室	0595843313
11	津市	福祉サービスに係る自立支援給付等の支給	ホームヘルパーの派遣、ショートステイの利用等障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用に係る給付	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額が設定されています。また、低所得者の方に配慮した軽減策があります。	本庁及び各総合支所、障がい福祉担当	0592293157
12	松阪市	①短期入所(ショートステイ) ②居宅介護(ホームヘルプ)	①自宅でも介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います ②自宅での入浴、排泄、食事の介護等を行います	①②身体障害者福祉手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で福祉サービスの受給者証をお持ちの方。介護保険の対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先されます。	①②世帯の課税状況に応じて自己負担額が決まります	①②松阪市 福祉課	0598534082
13	多気町	自立支援法に基づく、福祉サービス及び地域生活支援事業	地域生活支援事業(日中一時、移動、支援等)	障がい者	原則1割(上限は地域生活支援事業も一緒に行う)	多気町役場 町民福祉課	0598381114

	市町	障害者を対象とするサービス					
		名称	内容	対象	自己負担	相談・申し込み	電話番号
14	明和町	自立支援法に基づく、福祉サービス及び地域生活支援事業	地域生活支援事業(日中一時、移動、支援等)	障がい者	原則1割(上限は地域生活支援事業も一緒に行う)	明和町役場 福祉子育て課	0596527115
15	大台町	ショートステイ(身体障害者・知的障害者・精神障害者)	介護をしている家族の病気や休養等により、一時的に介護が受けられなくなる場合、福祉施設でショートステイすることができる。原則7日以内。	障害程度区分の認定を受け、支給決定を受けている方	原則1割負担(負担上限月額がある)	大台町役場 町民福祉課	0598823783
16	伊勢市	居宅介護事業・短期入所事業・日中一時支援事業	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や家事等のサービスを提供する。また、日常介護を行う家族等が一時的に当該障がい者(児)の介護を行うことが困難になった際、入所施設等を短期間利用してもらい、介護や支援等のサービスを提供する。宿泊を伴う短期入所事業と、宿泊を伴わない日中一時支援事業に分かれる。	身体・知的・精神障がい者又は障がい児。居宅介護、短期入所事業を利用する者は、市から障がいの区分認定及び福祉サービスの支給決定を受けていることが条件。	利用者又は保護者は、食費等の実費に加えて、国が定める費用(利用料)の原則1割を負担する。(世帯の課税状況に応じて月額負担上限額が設定されています。)	障がい福祉課 (TEL0596-21-5558)及び二見 (TEL0596-42-1111<代>)・小俣 (TEL0596-22-3191<代>)・御薗 (TEL0596-22-0235<代>) の各総合支所生活福祉課	0596215558
17	鳥羽市						
18	志摩市	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス	ホームヘルパーの派遣、ショートステイの利用	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害福祉手帳のいずれかをお持ちで、障害区分の認定を受け、区分1以上となった人、介護保険の対象となる人は介護保険サービスの利用が優先されます。	世帯の課税状況に応じて自己負担額が変わります	地域福祉課	0599440283
19	玉城町	自立支援法による障害福祉サービス		障害程度区分の認定を受け、支給決定を受けている方	原則1割	玉城町 生活福祉課	0596588203
20	度会町	福祉有償運送	公共交通機関が利用できない障害者・高齢者等の通院介助	60歳以上で下肢が不自由な者	6km未満300円。6kmを超えると1km毎に300円加算	度会町福祉保健課	0596622413
21	南伊勢町	身体障害者手帳の交付によるサービス	日常生活用具の給付等事業、移動支援事業	がんを原疾患とする身体障害者	なし	南伊勢町役場 福祉課	0599661114

22	大紀町	ショートステイ(身体障害者、知的障害者、精神障害者)	介護をしている家族の病気や休養等により、一時的に介護が受けられなくなる場合、原則として7日間以内を福祉施設でショートステイすることができる。	身体障害者福祉手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 介護保険の対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先されます	世帯の課税状況に応じて、自己負担額が決まります	大紀町役場 健康福祉課	0598862216
23	伊賀市	別紙参照 ※資料10-4					
24	名張市						
25	尾鷲市						
26	紀北町						
27	熊野市	短期入所(身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児)	居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由で、一時的に介護が受けられなくなった障害者等を短期入所させ、入浴、排泄及び食事の介助その他の必要な介護を提供する。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。介護保険の対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先されます。	世帯の課税状況に応じて自己負担額が決まります。	熊野市 保健福祉事務所	0597894111
28	御浜町	福祉サービスに係わる自立支援給付等の支給	ホームヘルパーの派遣、ショートステイの利用等、障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用に係わる給付	身体障がい者(児) 知的障がい者(児)	1割の定率負担と所得に応じた月額負担(上限額を設定)低所得者には軽減あり	御浜町健康福祉課	0597930515
29	紀宝町	自立支援法による障害福祉サービス	短期入所、居宅介護	障がい者	原則1割、世帯の課税状況に応じて自己負担決定	福祉課	0735330339

4-1 高額療養費貸付制度について

2011.10

高額療養費貸付制度とは、高額療養費の支払いが困難な方に、必要な資金を貸し付けることにより、生活の安定を図ることを目的とした貸付制度です。貸付資金の制度、金額等は各市町で異なるため、市町の窓口でご相談ください。国民健康保険以外に加入の方は、全国健康保険協会にも同様の制度があります。

市町	相談・申請先				
	名称	電話番号	申請書の配布場所	適用条件	手続き方法等
1 桑名市	桑名市保険年金課	0594241174	保険年金課 各地区市民センター 多度総合支所住民福祉課 長島総合支所住民福祉課	保険税を滞納していない世帯 貸付額は高額医療費の80/100を限度とする	医療費の請求書または領収書(コピー)を持参して、窓口へ申請
2 いなべ市	市民部 保険年金課	0594723829	同じ	滞納していない世帯であること。 高額支給額に相当する額の80%以内で1万円以上の額	同じ
3 木曾岬町	なし				
4 東員町	東員町役場 保険年金課 保険年金係	0594862805	同左	保険料を滞納していない 貸付額:高額療養費支給見込額の9割	窓口へ申請
5 四日市市	保険年金課	0593548159	保険年金課	四日市市に住所を有する四日市市国民健康保険被保険者であり、医療費が高額療養費に該当する場合、その家族の生活を維持することが困難となり、一部負担金の支払が緊急に必要であると認められるもの。	四日市市国民健康保険被保険者証と該当する医療費の請求書または領収書を持参の上、保険年金課へ。
6 菰野町	菰野町役場 住民課保険年金係	0593911121			
7 朝日町	なし				
8 川越町	川越町役場 町民保険課	0593667115	役場窓口		
9 鈴鹿市	なし				
10 亀山市	亀山市市民部 保険年金室	0595845006	市役所市民部保険年金室 関支所地域サービス室	対象:高額療養費の支給を受けることが見込まれる世帯主 *市税等を滞納している場合は貸付を受けることができません。	医療機関による医療費の額の証明(様式あり)を添付して申請する。
11 津市					
12 松阪市	松阪市 保険年金課	0598534041	松阪市役所保険年金課 各地域振興局地域住民課	対象 全員(自己負担が高額になった場合) 貸付額 高額療養費 支給見込み額の9割	医療費請求書、国民健康保険証、印鑑、通帳
13 多気町	多気町役場 町民福祉課	0598381113	多気町役場町民福祉課	対象:多気町に1年以上居住し、住民基本台帳に記載され、生活に困窮する者。 貸付額:高額療養費支給見込額の9割	医療機関等の医療費明細書(様式有)を添付して申請する。
14 明和町	高額療養費資金貸付	0596527116	長寿健康課保険年金係	・引き続き1年以上居住している方(住民基本台帳記載) ・高額見込額の90%以内を貸付 滞納がないこと	医療機関による医療費の額の証明(様式あり)を添付して申請する。

15	大台町	大台町役場 健康ほけん課	0598823785	大台町役場健康ほけん課	・引き続き1年以上居住している方(住民基本台帳記載) ・高額見込額の90%以内を貸付 ・滞納がないこと	申請時に証拠書類添付
16	伊勢市	高額療養費貸付制度	0596215646	医療保険課	高額療養費に該当する金額の9割について貸付けを受けられません。 国保料を滞納していないこと。	医療保険課までお問い合わせください。
17	鳥羽市	市民課保険年金係	0599251148	市役所 市民課	貸付額:高額療養費支給見込額の80%以内で3万円以上。	世帯主は高額療養費資金貸付申込書に医療機関等からの費用の内訳が記載された請求書又は領収書を添付して提出。
18	志摩市	保険課	0599440213	志摩市保険課・各支所	高額療養費相当額の9割以内を限度額とする	医療機関による医療費の額の証明を添付して申請
19	玉城町	生活福祉課	0596588203	生活福祉課	国民健康保険の高額療養費の支給対象となる被保険者の属する世帯の世帯主 高額療養費相当額に100分の90を乗じて得た額を限度として貸付る。但しその額が0万円に満たないときは貸し付けない	申請時にお問い合わせ下さい
20	度会町	度会町税務住民課	0596622412	度会町税務住民課	国民健康保険の高額療養費の支給対象となる被保険者の属する世帯の世帯主 高額療養費相当額に100分の90を乗じて得た額を限度として貸付る。但しその額が1万円に満たないときは貸し付けない	申請時にお問い合わせ下さい
21	南伊勢町	南伊勢町役場 住民課	0599661116	南伊勢町役場 住民課	国保税の未納がないこと 病院の領収書(高額療養費で相殺)高額療養費の90%	領収書と申請書を提出すると、高額療養費として貸付した分がもどるため、返納してもらう。
22	大紀町	大紀町住民課	0598862217	大紀町住民課	国民健康保険税及び町税等を滞納していないことが条件で、医療費として支払う額から自己負担分を差し引いた額が5万円以上で、その80%を限度とする	窓口へ申請
23	伊賀市	伊賀市 保険年金課 保険年金係	0595229659	市役所担当課窓口	国保加入者(滞納が無いことが条件) 外来のみで限度額を超える方で一度も支払いしていない方	市役所担当課窓口でまず相談し、申請書をもってから手続きをする
24	名張市	なし				
25	尾鷲市	尾鷲市 社会福祉協議会	0597223246			一度お問い合わせください
26	紀北町	紀北町 住民課	0597323907		国保加入者(滞納が無いことが条件) 高額療養費相当額の9割以内を限度額とする	申請時にお問い合わせ下さい
27	熊野市	熊野市 社会福祉協議会	0597895000	熊野市社会福祉協議会	対象 : 国民健康保険被保険者で市民税が非課税 貸付額 : 高額療養費支給見込み額(月額30万円を限度)	医療機関の請求書を添付して申請する。
28	御浜町	御浜町税務住民課	0597930512	御浜町税務住民課	御浜町に1年以上居住し、税を滞納していない者 ・高額療養費に該当する金額であること。 ・1万円に満たない場合は貸付できない。	高額療養費貸付申請書にレセプト又は請求書を添付し提出
29	紀宝町	生活福祉資金療養費 貸付制度	0735320957	紀宝町社会福祉協議会		申請時にお問い合わせ下さい

4-2 高額療養費受領委任支払いについて

2011.10

高額療養費委任払とは、自己負担の支払いが高額で困難な場合、医療機関の同意があれば、自己負担を支払った後に支給される高額療養費の受領を被保険者の世帯主が医療機関に委任し、市町から高額療養費を医療機関に直接支払う方法です。

	市町	相談・申請先				
		名称	電話番号	申請書の配布場所	対象となる医療機関	手続き方法等
1	桑名市	桑名市保険年金課	0594241174	保険年金課 各地区市民センター 多度総合支所住民福祉課 長島総合支所住民福祉課	医療機関または保険年金課へお問い合わせください	申請時に保険証、印かん、委任状を持参
2	いなべ市	市民部 保険年金課	0594723829	実施していない		
3	木曾岬町	なし				
4	東員町	なし				
5	四日市市	なし		実施していない		
6	菰野町	菰野町役場 住民課 保険年金係	0593911121	※入院については、限度額証明書発行にて対応		
7	朝日町	なし				
8	川越町	川越町役場町民保険課	0593667115	役場窓口		
9	鈴鹿市	鈴鹿市保険年金課	0593827605	鈴鹿市保険年金課	委任払いを了承いただいた医療機関	窓口で相談いただいた上で申請書を配布
10	亀山市					
11	津市	津市保険年金課	0592293160	津市保険年金課	あらかじめ登録された医療機関	申請時に国民健康保険証、印鑑が必要。 保険料の未納者は原則として承認していない。 詳しくは窓口で相談して下さい。
12	松阪市	なし				
13	多気町	多気町役場町民福祉課	0598381113	多気町役場町民福祉課	申請により了承した医療機関	申請時に国民健康保険証、印鑑が必要。 条件：保険料に未納が無い世帯
14	明和町	なし				

15	大台町	大台町役場健康ほけん課(H19.4以降委任払に変わる制度として、70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化)	0598823785	大台町役場健康ほけん課・総合支所・各出張所	委任払いを了承いただいた医療機関	申請時に保険証・印鑑（滞納がないこと）
16	伊勢市	委任払い制度	0596215646	医療保険課	申請により了承した医療機関	医療保険課までお問い合わせください。
17	鳥羽市	市民課保険年金係	0599251148	市役所市民課	委任払いの同意を得た医療機関	委任状に本人と受諾者である医療機関の押印し申請
18	志摩市	保険課	0599440213	志摩市保険課・各支所・一部医療機関	委任払いの同意を得た医療機関	国保税を完納している必要がある
19	玉城町	玉城町役場 生活福祉課	0596588203	玉城町役場 生活福祉課	必要時に該当する医療機関と役場が調整する	申請書時に国民健康保険証、印鑑が必要
20	度会町	なし				
21	南伊勢町	南伊勢町役場 住民課	0599661116	南伊勢町役場 住民課	制度を適用できる医療機関	申請することで、住民課から直接医療機関に支払われる。
22	大紀町	大紀町役場住民課	0598862217	大紀町役場住民課	委任払いの同意を得た医療機関	申請時に国民健康保険証、印鑑が必要
23	伊賀市	なし				
24	名張市	なし				
25	尾鷲市					
26	紀北町					
27	熊野市	熊野市市民保険課	0597894111	熊野市市民保険課	熊野市市民保険課にお問い合わせください。	※平成19年4月から、高額療養費の現物給付が始まったので、利用する人はいない。 委任払い、現物給付とも、国民健康保険税を滞納していないことが条件になる。
28	御浜町	なし 代替として限度額適用認定あり				
29	紀宝町	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	0735330339	福祉課	なし	限度額適用申請書の提出

4-3 がん患者が利用可能な市町独自の医療費助成制度について

2011.10

		名称	対象	助成内容	適用条件	相談・申請先	電話番号	名称	対象	助成内容	適用条件	相談・申請先	電話番号
1	桑名市	障害者医療費助成制度	・身体障害者手帳 1級から4級 ・療育手帳 AまたはB1中度(知能指数50以下) ・精神障害者手帳1級から2級	保険診療分の医療費自己負担相当額	本人および扶養義務者の所得制限あり	桑名市 保険年金課	0594241179	一人親家庭等医療費助成制度	・18歳未満児(年度末児童)を扶養している一人親家庭等の母または父及びその児童 ・父母のいない18歳未満児	保険診療分の医療費自己負担相当額	本人および扶養義務者の所得制限あり	桑名市 保険年金課	0594241179
		乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前乳幼児(6歳到達後最初の年度末)	保険診療分の医療費自己負担相当額	保護者の所得制限あり	桑名市 保険年金課	0594241179						
2	いなべ市												
3	木曾岬町	なし											
4	東員町	別紙参照資料10-1											
5	四日市市	なし											
6	菰野町	なし											
7	朝日町	なし											
8	川越町	なし											
9	鈴鹿市	障がい者医療費助成制度	・身体障害者手帳 1級から3級 ・療育手帳 AまたはB1中度(知能指数50以下) ・精神障害者手帳1級	保険対象医療費の自己負担分入院時食事療養費標準負担額(減額対象者に限る) 精神1級については通院分のみ	本人および扶養義務者の所得制限あり	鈴鹿市 保険年金課	0593827627	一人親家庭等医療費助成制度	・18歳未満児(年度末児童)を扶養している一人親家庭等の母または父及びその児童 ・父母のいない18歳未満児	保険対象医療費の自己負担分入院時食事療養費標準負担額(減額対象者に限る)	本人および扶養義務者の所得制限あり	鈴鹿市 保険年金課	0593827627
10	亀山市	心身障害者医療費助成制度	・身体障害者手帳1~4級の者 ・療育手帳AまたはB1の者	保険対象医療費の自己負担額食事代(非課税世帯で減額認定の対象者)	亀山市に住所を有すること	亀山市市民部 保険年金室	0595845005	一人親家庭等医療費助成制度	18歳未満児(年度末児童)を扶養している一人親家庭等の母又は父及びその児童父母のいない18歳未満児	保険対象医療費の自己負担額食事代(非課税世帯で減額認定の対象者)	亀山市に住所を有すること 本人及び扶養義務者の所得制限有り	亀山市市民部 保険年金室	0595845005